#### (19) **日本国特許庁(JP)**

# (12) 特 許 公 報(B2)

(11)特許番号

特許第6433661号 (P6433661)

最終頁に続く

(45) 発行日 平成30年12月5日(2018.12.5)

(24) 登録日 平成30年11月16日(2018.11.16)

弁理士 堀田 幸裕

(51) Int.Cl.		FΙ		
HO1M 10/052	(2010.01)	HO1M	10/052	
HO1M 10/056	7 (2010.01)	HO1M	10/0567	
HO1M 10/056	8 (2010.01)	HO1M	10/0568	
HO1M 10/056	9 (2010.01)	HO1M	10/0569	
HO1M 4/38	(2006.01)	HO1M	4/38	Z
				請求項の数 5 (全 12 頁) 最終頁に続く
(21) 出願番号	特願2014-7935 (P2	014-7935)	(73) 特許権者	者 591251636
(22) 出願日	平成26年1月20日 (	(2014. 1. 20)		現代自動車株式会社
(65) 公開番号	特開2015-88444 (P	2015-88444A)		HYUNDAI MOTOR COMPA
(43) 公開日	平成27年5月7日(2	015.5.7)		NY
審査請求日	平成28年12月7日(	(2016. 12. 7)		大韓民国ソウル特別市瑞草区獻陵路12
(31) 優先権主張番号	10-2013-0130784			12, Heolleung-ro, S
(32) 優先日	平成25年10月31日	(2013.10.31)		eocho-gu, Seoul, Re
(33) 優先権主張国	韓国(KR)			public of Korea
			(74) 代理人	100107582
				弁理士 関根 毅
			(74) 代理人	100117787
				弁理士 勝沼 宏仁
			(74) 代理人	100127465

(54) 【発明の名称】リチウム硫黄電池の正極及びこの製造方法

## (57)【特許請求の範囲】

# 【請求項1】

硫黄含有活物質を含む正極と、

# 電解質と、

セパレーターと、

リチウムを含む負極と、

前記正極と前記セパレーターとの間に存在する伝導構造体とを含み、

前記電解質は、 $\underline{\mathsf{U}}$  チウム塩がエーテル系溶媒に溶解されている一般電解質と、前記一般電解質に溶解された  $\underline{\mathsf{L}}$   $\underline{\mathsf{i}}$   $\underline{\mathsf{2}}$   $\underline{\mathsf{S}}$   $\underline{\mathsf{x}}$  (0 < x 9) 形態のさらなる液状活物質を含む  $\underline{\mathsf{P}}$   $\underline{\mathsf{S}}$  電解質で構成され、 $\underline{\mathsf{m}}$   $\underline{\mathsf{i}}$   $\underline{\mathsf{n}}$   $\underline{\mathsf{E}}$   $\underline{\mathsf{m}}$   $\underline{\mathsf{i}}$   $\underline{\mathsf{E}}$   $\underline{\mathsf{N}}$   $\underline{\mathsf{i}}$   $\underline{\mathsf{i}}$   $\underline{\mathsf{E}}$   $\underline{\mathsf{I}}$   $\underline{\mathsf{E}}$   $\underline{\mathsf{I}}$   $\underline{\mathsf{I}}$ 

# 【請求項2】

前記一般電解質内のさらなる液状活物質 L i  $_2$  S  $_x$  ( 0 < x 9 ) の濃度は 0 M を超え 6 M 以下であることを特徴とする請求項 1 に記載のリチウム硫黄電池。

#### 【請求項3】

前記エーテル系溶媒は、TEGDME(Tetraethylene glycol dimethyl ether)、DIOX(1,3-dioxolane)またはこれらの混合物であり、これに溶解されたリチウム塩はLiTFSI(Lithium-Bis-Trifluoromethanesulfonyl-Imide)であり、LiTFSIの濃度は0.99~1.01Mであることを特徴とする請求項1に記載のリチウム硫

#### 黄電池。

## 【請求項4】

前記TEGDME(Tetraethylene glycol dimethyl e ther)及びDIOX(1,3-dioxolane)の混合比率は1:1であることを特徴とする請求項3に記載のリチウム硫黄電池。

#### 【請求項5】

前記伝導構造体は、カーボンシート(carbon sheet)であることを特徴とする請求項1に記載のリチウム硫黄電池。

#### 【発明の詳細な説明】

#### 【技術分野】

## [0001]

本発明は、リチウム硫黄電池の正極及びこの製造方法に関するものであって、より詳細にはさらなる活物質を溶かした電解質を使用することで、重量当たりエネルギー密度を極大化させたリチウム硫黄電池に関する。

#### 【背景技術】

# [0002]

携帯電子機器の発展により軽くて高容量の電池に対する要求がますます高まっている。 このような要求を満足させる二次電池として、硫黄系物質を正極材料に用いるリチウム -硫黄電池に対する開発が盛んである。

#### [0003]

リチウム・硫黄電池は、S-S結合(Sulfur-Sulfur bond)を有する硫黄系化合物を正極活物質として用い、リチウムのようなアルカリ金属またはリチウムイオンなどの金属イオンの挿入脱離が起こる炭素系物質を負極活物質として用いる二次電池である。還元反応時(放電時)にS-S結合が切れてSの酸化数が減少し、酸化反応時(充電時)にSの酸化数が増加してS-S結合が再び形成される酸化・還元反応を用いて電気的エネルギーを保存及び生成する。

#### [0004]

リチウム・硫黄電池は、負極活物質として用いられるリチウム金属を使用する場合、エネルギー密度が3830 m A h / g であり、正極活物質として用いられる硫黄( $S_8$ )を使用する場合、エネルギー密度が1675 m A h / g であり、現在まで開発されている電池の中でエネルギー密度の面において最も有望なものである。また、正極活物質として用いられる硫黄系物質は、それ自体の値段が安く、環境に優しい物質であるという長所がある。

#### [0005]

しかし、リチウム硫黄電池システムの商品化には限界があるが、その理由は、まず、硫黄を活物質として使用する場合、投入された硫黄の量に対する電池内の電気化学的酸化還元反応に参加する硫黄の量を示す利用率が低いため、理論容量とは異なり、実際には極めて低い電池容量が得られるからである。また、酸化還元反応時に硫黄が電解質に流出して電池寿命が劣化し、適切な電解液が選択できない場合、硫黄の還元物質であるリチウムスルファイド(Li2S)が析出し、それ以上電気化学反応に参加できなくなるという問題がある。さらに、負極活物質として反応性の高いリチウム金属を使用するため、リチウム金属とは反応しない適切な電解液を選択できなかった場合、充放電時にリチウム金属のデンドライトが発生してサイクル寿命が低下する虞がある。

# [0006]

上記のように理論容量よりも低い充放電容量の問題を解決するために、例えば、デンドライトが生成できない構造体を作るか、硫黄が流出しないように作られた電解質を使用するなどの多くの試みがあった。しかし、まだ実際の需要に結びつくほどの安定的で、高充放電容量を発揮するには限界があった。

#### [0007]

リチウム硫黄電池、特に正極の構成に関する従来の特許文献は次の通りである。

10

20

30

40

#### [00008]

特許文献1では、硫黄含有正極活性物質からなる正極、負極、固体多孔性セパレーター 及びLi,S、(xは1~20の整数)などのリチウム塩とジメチルエーテルなどのエー テル類の溶媒からなる非水性電解質で構成される電流生産電池を開示する。

## [0009]

特許文献2では、リチウム負極、硫黄含有物質からなる正極、電圧上昇反応性成分及び エーテルなどの非水溶性電解質溶媒とLiっS、(xは1~20の整数)などのリチウム 塩からなる非水性電解質で構成される一次電気化学電池を開示する。

## [0010]

特許文献3では、ジグリム(2-メトキシエチリックエーテル)、1,3-ジオキソラ ンなどの中性溶媒に溶解された1種以上の電解質塩とLi2Snなどの添加剤を含むリチ ウム・硫黄電池用電解質及びリチウム含有物質を含む負極、硫黄含有物質を含む正極で構 成されるリチウム - 硫黄電池を開示する。

#### [0011]

非特許文献1では、リチウム硫黄電池作動反応メカニズムを分析するために、LiっS x を 0 . 0 1 M の低濃度で製造してクロマトグラフィ、 U V 吸収波長の分析などを行った 結果を示す。

#### 【先行技術文献】

## 【特許文献】

# [0012]

【特許文献1】ヨーロッパ特許第1,149,428号

【特許文献 2 】国際公開第 2 0 0 1 - 3 5 4 7 5 号

【特許文献3】大韓民国公開特許第2007-85575号

#### 【非特許文献】

#### [0013]

【非特許文献1】C.Barchasz et.al.、Anal.Chem.2012 843973

#### 【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

# [0014]

本発明は、単にリチウム硫黄電池の正極に硫黄負荷量を高めるのではなく、電解質にさ らなる活物質を溶解して重量当たりエネルギー密度を極大化させたリチウム硫黄電池を提 供する。

# 【課題を解決するための手段】

#### [0015]

本発明は、硫黄含有活物質、リチウム塩がエーテル系溶媒に溶解されている電解質、及 び前記電解質に溶解されたLi,S、(0<x=9)形態のさらなる液状活物質を含むリ チウム硫黄電池の正極及びこれを用いたリチウム硫黄電池を提供する。

## 【発明の効果】

#### [0016]

本発明による、さらなる活物質を溶解した電解質を用いて製造されたリチウム硫黄電池 は、従来のリチウム硫黄電池に比べて、正極硫黄負荷量(2~6mg/cm<sup>2</sup>基準)で計 算して約13.5 mg/cm<sup>2</sup>程度に向上した。

## [0017]

前記数値は、エネルギー密度を計算するための電池の各部品の条件(重さ、容量、面積 など)を推算し、容量と電圧の乗算によるWhを電池の重さで分けた値である。他の条件 は全て同じであり、硫黄負荷量の上昇による容量増加分を反映した結果、設計上のエネル **ギー密度は265Wh/kgから355Wh/kgに向上した。** 

#### 【図面の簡単な説明】

## [0018]

30

20

10

50

10

20

30

40

50

【図1】 P S 電解質(Li $_2$  S  $_8$  が溶解された電解質)が適用された電池の構成例を示す図面である。

#### 【発明を実施するための形態】

# [0019]

# 上述した先行文献と本発明の構成上の相違点

先行発明は、電解質の必須要素の1つであるリチウム塩にLi $_2$ S $_x$ を1つの候補群として提示したものであるが、本発明は、リチウム塩としてLiTFSI(Lithium-Bis-Trifluoromethanesulfonyl-Imide)を用い、活物質のSをさらに電解質に溶かすためにLi $_2$ S $_8$ の形態で過量添加したものである。一方、本発明の正極は、多量または過量の活物質が電解質内に溶解されているため、この電気化学的駆動及び容量を得るためには、正極板の他、反応領域(reactionsite)となる表面積の広い伝導構造体が必ず必要であり、これを充足させるために本発明では伝導構造体としてカーボンシート(carbonsheet)を用いる。

#### [0020]

## 電解質内のリチウム塩と活物質の差

リチウム塩は、上述したように、電解質の必須要素であるが、電解質にさらなる活物質を溶かすことはリチウム塩と共に適用する。本発明において、さらなる活物質の核心は、電解質に溶けられる形態のSを入れるという点である。電解質に溶けられる形態は、例えば、Li $_2$ S $_8$ である。リチウム塩でのリチウムは、活物質でなく、イオン伝導(iontransfer)のためのもので、Sが含まれたLi $_2$ S $_x$  活物質とは明確に異なる概念である。一方、上述した先行文献でリチウム塩としてLi $_2$ S $_x$  を候補群として提示したが、電解質のリチウム塩として使用するためには塩の溶解度と化学的安定性が優れていなければならず、単独リチウム塩では使用できない。しかし、本発明ではイオン伝導のためのリチウム塩と共にさらなる活物質のLi $_2$ S $_x$  を適用するため、電解質内でそれぞれの機能を行う。

## [0021]

一方、非特許文献 1 では、リチウム硫黄電池作動反応メカニズムを分析するために、Li  $_2$  S  $_x$  を  $_0$  .  $_0$  1 M の低濃度で製造してクロマトグラフィ、U V 吸収波長の分析などを行ったが、それだけでは、さらなる活物質に非常に高濃度の L i  $_2$  S  $_x$  を用いることと、それによる電解質及びリチウム塩の種類と全体的なリチウム硫黄電池の構造を予測することは困難である。

# [0022]

#### 本発明の構成

本発明は、硫黄含有活物質、リチウム塩がエーテル系溶媒に溶解されている電解質、及び前記電解質に溶解された L i  $_2$  S  $_x$  (0 < x 9) 形態のさらなる液状活物質を含むリチウム硫黄電池の正極を提供する。

# [0023]

テル系溶媒に溶解され、安定的であるからである。電解質内のリチウム塩の濃度は好ましくは 1 M である。

#### [0024]

[0025]

#### 実施例

製造例1

リチウム硫黄電池の初期正極状態はS(S<sub>8</sub>)、負極はリチウム金属(Li)である。放電が開始されると、S<sub>8</sub>がLiを受けてリチウムポリスルフィドLi<sub>2</sub>S<sub>8</sub>を生成する。Li<sub>2</sub>S<sub>8</sub>は電解質に溶解されながら反応に参加する。放電反応の最終正極産物はLi<sub>2</sub>Sである。Li<sub>2</sub>S<sub>8</sub>の電解質(1 M LiTFSI in TEGDME)に対する飽和溶解度は約6 Mである。

[0026]

先ず、反応式 [ 4 2 S + 6 L i  $_2$  S = 6 L i  $_2$  S  $_8$  ] の 6 M 基準の化学量論比に合うように L i  $_2$  S  $_8$  ( さらなる活物質 ) 溶液を製造する。溶媒は 1 M L i T F S I i n T E G D M E であり、 5 0 、 1 2 時間撹拌することがよい。 L i  $_2$  S  $_8$  が溶解された電解質を下記に P S 電解質として記載する。

[0027]

コイン電池実験で、電解質に 1 0  $\mu$  1 をさらに加えることを仮定した時、正極活物質量で換算すると、正極硫黄負荷量は 5 m g / c m  $^2$  から 1 3 . 5 m g / c m  $^2$  に増加した。

[0028]

前記結果から電池内の活物質量が非常に多いため、電解質補液及び伝導構造としてカーボンシート(Carbon sheet)などを使用する時、その効果が極大化されることが分かる。(図1参照)

製造例 2

0 . 2 5 M、 1 M 及び 3 M の P S ( L i <sub>2</sub> S <sub>8</sub> ) 電解質を製造した。

[0029]

10mlの1M LiTFSI in TEGDME/DIOX(1/1);及び

0.2 MのLiNO $_3$ 溶液にLi $_2$ S(45.95g/mol)とS(32.06g/mol)粉末を化学量論的組成に合うように混合した。化学量論的組成は、反応式( $7\times$ S+xLi $_2$ S=xLi $_2$ S $_8$ )による。50 で12時間撹拌(stirring)した結果、3 Mの場合は粉末が溶解しきれない。DIOX混合溶媒であり、LiTFSI、LiNO $_3$ の塩(salt)が予め溶解されている電解質であるため、溶解度が低いことであると判断される。

[0030]

電池の組み立て

ケース1(PS電解質添加、1M)

正極の組成は、微粉硫黄: VGCF(Vapor Grown Carbon Fiber): PvdF(Polyvinylidenefluoride) = 6:2:2、硫黄 負荷量は4.0mg/cm<sup>2</sup>となるように製造した。

[0031]

分離膜は P E 1 枚とカーボンシート(伝導構造体) 1 枚を適用し、これを液状 P S の反応領域として活用した。

20

10

30

40

10

#### [0032]

電解質は、一般電解質をセパレーター電池下部に100ml注液し、PS電解質をカーボンシートと正極との間に50ml注液した。

#### [0033]

ケース2(一般電解質をPS電解質の代わりに使用、0.25M)

正極の組成は、微粉硫黄: V G C F : P V d F = 6 : 2 : 2 、硫黄負荷量は 4 . 0 m g / c m  $^2$  となるように製造した。

## [0034]

分離膜は P E 1 枚とカーボンシート(伝導構造体) 1 枚を適用し、これを液状 P S の反応領域として活用した。

#### [0035]

電解質は、PS電解質をカーボンシートと正極との間に150m1注液した。

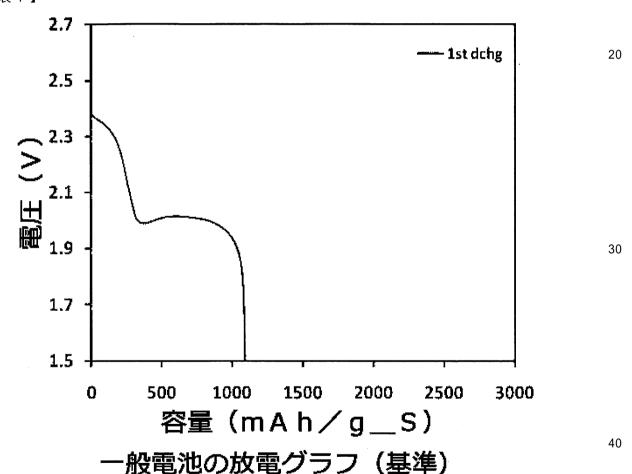
#### [0036]

実験内容及び結果

- ケース1の実験結果を下記グラフに示す。

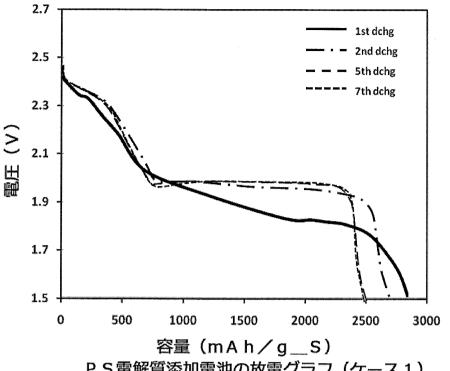
#### [0037]

# 【表1】



[0038]

# 【表2】



P S電解質添加電池の放電グラフ(ケース 1)

## [0039]

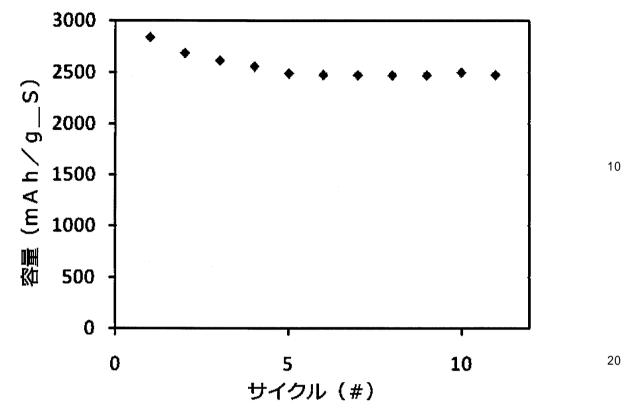
正極硫黄負荷を基準として 0.1C レート(rate)で充放電試験した結果、初期放電容量が 2840 m A h / gほどであった。該当正極の単独容量は約 1000 ~ 1100 m A h / gであって、 P S 電解質による追加容量が 1700 m A h / gほどであった。また、 1 回放電曲線では、安定したフラットバンド電圧区間は得られなかったが、 2 回以後の放電曲線では安定化された。また、 10 回以上の寿命で約 2500 m A h / gの可逆容量が得られた。下記グラフを参照する。

[0040]

30

20





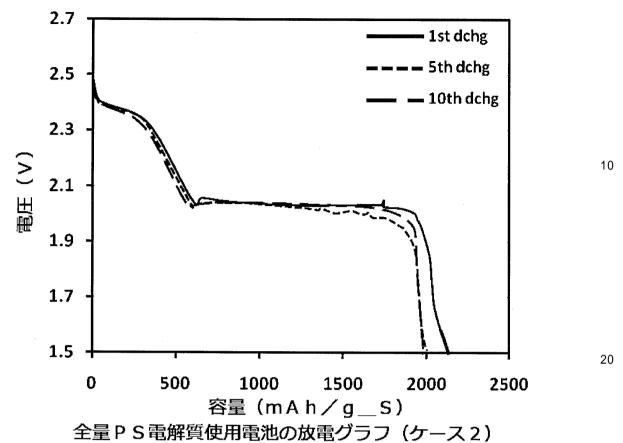
PS電解質添加電池の寿命グラフ(ケース1)

[0041]

- ケース2の実験結果を下記グラフに示す。

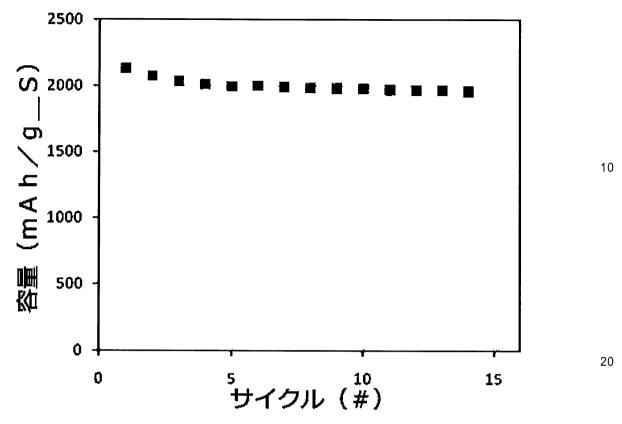
[0042]





[0043]

## 【表5】



全量 P S 電解質使用電池の放電グラフ (ケース 2)

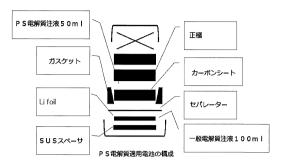
# [0044]

正極硫黄負荷を基準として 0 . 1 C レートで充放電試験した結果、初期放電容量が 2 1 3 0 m A h / g ほどであった。該当正極の単独容量は約 1 0 0 0 ~ 1 1 0 0 m A h / g であって、 P S 電解質による追加容量が 1 1 0 0 m A h / g ほどであった。 1 0 回以上の寿命で約 2 0 0 0 m A h / g の可逆容量が得られ、ケース 1 よりも初期容量の減少現象が少なかった。 P S 電解質をカーボンシートに集中して注入したケース 1 が、全体的に P S 電解質を注入したケース 2 よりも約 6 0 0 m A h / g ほど容量が大きかった。しかし、工程の便宜上、ケース 2 がさらに好ましいモデルであると見られる。

#### [0045]

# 【図1】

図 1



#### フロントページの続き

(51) Int.CI. FΙ

H 0 1 M 4/58 (2010.01) H 0 1 M 4/58 H 0 1 M 4/136 (2010.01) H 0 1 M 4/136

(74)代理人 100124372

弁理士 山ノ井 傑

(72)発明者 ウォン グン,キム

大韓民国,440-824,キョンギ・ド,スウォン・シ,チャンアン・グ,ソブ・ロ,2193 , 202

(72)発明者 ユン ジ,イ

大韓民国,420-730,キョンギ-ド,プチョン-シ,ウォンミ-グ,チュンドン-ロ 27 9ボン-キル,22,513-101

(72)発明者 チュン ギ,イ

大韓民国,472-732,キョンギ-ド,ナミャンジュ-シ,ワブ-ウプ,トクソ-ロ,286 -1,105-1501

# 審査官 松村 駿一

(56)参考文献 特表 2 0 0 0 - 5 1 2 4 2 7 (JP, A)

米国特許第04130500(US,A)

Chemical Communications,英国,2012年 7月12日,Vol.48,p.8817-8819

(58)調査した分野(Int.CI., DB名)

H 0 1 M 10/052 H 0 1 M 4/136

4/38 H 0 1 M H 0 1 M 4/58

10/0567 H 0 1 M

H01M 10/0568